

障害児通所支援・入所支援における届出事項について

1 令和3年4月1日適用の加算等の届出について

令和3年4月1日適用の加算等の届出については、令和3年3月5日付でご連絡いたしました、下記のとおりとなります。

(1) 届出提出期限

【令和3年度報酬改定前に定められている制度に関する事項】

令和3年3月15日までに、障害福祉サービス課に変更届等必要書類をご提出ください。(通常時の変更届と同様)

【令和3年4月1日から施行される制度(令和3年度報酬改定)に関する事項】

令和3年4月上旬までに、障害福祉サービス課に変更届等必要書類をご提出ください。

期日、必要書類は追ってご連絡いたします。

※適用日は令和3年4月1日まで遡ります。(既存の加算等は遡りできません)

(2) 令和3年4月1日から施行される予定の加算等(届出事項)

- ・看護職員加配加算(見直し)
- ・看護職員の基準人員の取扱い(見直し)
- ・児童指導員等加配加算(対象資格追加)
- ・専門的支援加算(新規) など

※ 報酬区分が廃止となったため、報酬改定による加算・人員基準等の適用が無い場合は、4月上旬の体制届等の提出は不要です。

2 自己評価について

(1) 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

※ただし、年度途中(5月1日～3月1日)に指定を受けた事業所にあつては、指定の翌々年度4月を初回の届出とします。

(2) 質の評価を実施する際の注意点について

ア 自己評価・保護者等による評価の実施単位について

- ・事業所毎に実施してください。(法人全体ではありません。)

イ 職員による自己評価の実施方法について

- ・職員一人一人が自己評価を実施してください。

ウ 事業所全体による自己評価について

- ・《職員による自己評価結果》を集計の上、職員全員で討議し、項目ごとに課題や工夫している点について認識をすり合わせてください。

- ・討議の結果を書面で記録し、職員間で共有してください。
- ・《保護者等による評価結果》を踏まえ、支援の提供者の認識と保護者の認識の違いを客観的に分析してください。

(3) 公表について

- ・上記ウ、事業所全体の自己評価を踏まえ、事業所の強みや改善目標、目標に向けてどのような取り組みを行うか、できるだけ詳細に記載した上で公表してください。
- ・単なる、「はい」「いいえ」等の数を公表するものではありません。
- ・保護者等による評価結果については保護者にフィードバックしてください。
- ・公表の対象は、**ウ 事業所全体による自己評価結果**を踏まえたものとなりますので、保護者等による評価結果のみを公表している場合は、併せて自己評価結果を公表してください。
- ・公表している資料に評価実施期間を明記してください。

(4) 評価表について

厚生労働省の「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」を参考にしてください。雛型ですので使いやすいように加工していただいて構いません。加工する場合や独自の調査票を活用する場合は、下記の事項を満たしてください。

- ア 当該指定通所支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- イ 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- ウ 指定通所支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- エ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- オ 当該指定通所支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- カ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- キ 指定通所支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

(5) 提出締切りについて

令和3年4月9日（金）

書式については下記4（2）に掲載のとおりです。

3 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所支援事業者（以下、「指定障害児通所支援事業者等」という。）の指定の更新手続きについて

- (1) 指定障害児通所支援事業者等の指定は、6年ごとにこれらの更新を受けなければ、効力を失います。
- (2) 指定の更新を受けるためには、新規指定と同様の申請手続が必要となります。ただし、

既に提出している内容に変更がない場合は、一部の書類を省略することができます。対象となる事業者には、更新日の2ヶ月前をめどに当課からそれぞれ案内をする予定ですが、更新時期については各事業者においてもご留意ください。

4 新規（更新）申請、変更の届出、事業の廃止等の手続きについて

(1) 提出期限

項目	提出期限
指定の新規（更新）申請	前々月の末日
指定の変更申請	前々月の末日
指定内容の変更	変更後10日
事業の廃止・休止	廃止・休止日の1か月前
事業の再開	変更後10日
入所施設の辞退	辞退日の3か月前
給付費の体制に関する事（単位数が増える場合）	前月15日
給付費の体制に関する事（算定されなくなる場合）	速やかに
業務管理体制の整備に関する事	遅延なく

(2) 各種届出様式

下記ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

なお、「障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の書類については随時更新します。

○障害児通所・入所支援サービス

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/syougaiji.html>

(3) 提出先

下記あてにご提出ください。（郵送可）

保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課 指導班（障害児通所支援等）

〒260-8722

千葉県千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター1階

TEL：043-245-5227（指導班）

FAX：043-245-5630

電子メール：shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp